

## 投資信託「定時定額購入取引」取扱規定の改定のお知らせ

お客様各位

NISA制度改正に伴い、投資信託「定時定額購入取引」取扱規定を令和6年1月4日付で改定することにしましたのでお知らせします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

なお、規定の全文につきましては、当金庫ホームページ「規定集」から令和6年1月4日以降ご確認くださいいただけます。

改定後	改定前
<p>1. (規定の趣旨) (略)</p> <p>2. (買付銘柄の選定) (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、非課税口座に設けられた<b>特定累積投資勘定</b>(以下「<b>つみたて投資枠</b>」)または<b>特定非課税管理勘定</b>(以下「<b>成長投資枠</b>」)において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、<b>つみたて投資枠または成長投資枠</b>として当金庫が選定する銘柄とします。 (2) (略)</p> <p>3. (申込方法) (略)</p> <p>4. (買付金額の引落し) (1) (略) (2) 引落指定日は、毎月25日、<b>つみたて投資枠</b>をご利用される場合は、20日、投信インターネットサービスは毎月1日、10日、20日、25日とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。 (3) (略) (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。<b>なお、つみたて投資枠</b>をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則10万円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で10万円を上限)とします。</p>	<p>1. (規定の趣旨) (同左)</p> <p>2. (買付銘柄の選定) (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、<b>つみたてNISA</b>において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、<b>つみたてNISA</b>として当金庫が選定する銘柄とします。 (2) (同左)</p> <p>3. (申込方法) (同左)</p> <p>4. (買付金額の引落し) (1) (同左) (2) 引落指定日は、毎月25日、<b>つみたてNISA</b>をご利用される場合は、20日、投信インターネットサービスは毎月1日、10日、20日、25日とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。 (3) (同左) (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補完書面に定めるものとします。<b>なお、つみたてNISA</b>をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とします。</p>

改定後	改定前
<p>(5) 年間6回まで、毎月の買付金額に、お客様が指定する金額を増額することができます（ただし、つみたて投資枠をご利用される場合を除きます。）。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p><b>5. (買付時期および方法)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p> <p><b>6. (返還および収益分配金の再投資)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>7. (取引および残高の通知)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>8. (選定銘柄の除外)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>9. (申込事項の変更・解約)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>10. (その他)</b></p> <p>(1) つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「蒲郡信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p><b>11. (規定の変更)</b></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(2024年1月改訂)</p> <p style="text-align: center;">2023.11.6 リーガルチェック済</p>	<p>(5) 年間6回まで、毎月の買付金額に、お客様が指定する金額を増額することができます（ただし、つみたてNISAをご利用される場合を除きます。）。</p> <p>(6)～(8) (同左)</p> <p><b>5. (買付時期および方法)</b></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) つみたてNISAをご利用の場合に、収益分配金の再投資等により、その年のつみたてNISAで買付した金額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分については、特定口座または一般口座での買付となります。</p> <p>(5) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p> <p><b>6. (返還および収益分配金の再投資)</b></p> <p>(同左)</p> <p><b>7. (取引および残高の通知)</b></p> <p>(同左)</p> <p><b>8. (選定銘柄の除外)</b></p> <p>(同左)</p> <p><b>9. (申込事項の変更・解約)</b></p> <p>(同左)</p> <p><b>10. (その他)</b></p> <p>(1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「蒲郡信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p><b>11. (規定の変更)</b></p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(2023年3月改訂)</p> <p style="text-align: center;">2023.1.23 リーガルチェック済</p>

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

以上

承認番号 05-468